

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共 通 03-6821-9550



2024・11・10

老舗ブランド ▽オッジ・インターナショナル▽ 「レナウン」の社名が復活

衣料品メーカーの「オッジ・インターナショナル」は、社名を「レナウン」に変更した。知名度の高い社名に変更することで、企業ブランドを高め、成長につなげる狙いがあるという。

レナウンは、1902年創業のアパレル業界の老舗で、高度成長期に百貨店とともに事業を拡大し、90年代には世界最大級の売上高を誇るアパレルメーカーとなった。

しかし、主要販路だった百貨店の販売低迷やユニクロをはじめとする低価格帯のブランドの台頭により、業績が低迷し、2020年5月に経営破綻した。破産手続きを終えた旧レナウンは、法人としては消滅したが、レナウンの「ダーバン」「アクアスキュータム」などの有名ブランドは、「オッジ・インターナショナル」に事業譲渡された。

同社では、引き継いだ2つのブランドが主力事業に成長したことから、老舗ブランドである「レナウン」へ社名変更することで、認知度の向上とブランディングを目指すとしている。

知的財産の取引の適正化 ▽公取委▽ 中小の知財保護に向け下請法改正へ

公正取引委員会と中小企業庁は、下請の中小企業が持つ図面や生産ノウハウなどの知的財産を、発注企業側が開示を強要したり、無償譲渡させたりする行為などが多いという実態調査を受け、近く下請法を改正する方針だ。

日本商工会議所が実施した「知財の取引適正化に関する中小企業の現状・施策の認知度」によると、知財侵害行為を受けたことがある割合は11.9%と、約8社に1社が知財侵害を経

験したと回答している。

また、公取委が実施した「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」によると、「秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される」「知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される」などの知財侵害行為が依然として多い実態が明らかになっている。

公取委は、こうした行為は、優越的地位の濫用にあたる可能性があるとして、詳しく実態調査する方針を示した。これを受け、中小企業庁は、大企業と中小企業間の知的財産をめぐる取引の適正化に向け、来年の通常国会での下請法改正を視野に検討を進めている。

電子マネーの決済音 ▽PayPay▽ 「ペイペイ!」の決済音、音商標で出願

ソフトバンクグループの「PayPay（ペイペイ）」は、電子マネーの決済手続き時の「ペイペイ!」という音を音商標として出願している（商願2024-030560）。

音商標は、メロディー、音声、自然音などからなる商標のことで、聴覚で認識される商標のこと。商標は、文字や図形（ロゴ）からなるものだけでなく、音についても登録することができる。音商標は、2015年4月1日から登録が認められるようになった比較的新しい商標である。

決済音は、支払が完了したことを確認するための機能だが、それ以外にも、「ユーザーに『支払った感』を与える効果」「ユーザーへのブランド告知効果」などさまざまな効果も考えられる。

電子マネーの決済音としては、イオンの電子マネー「WAON（わおん）」の決済音（犬の鳴き声ごえのイメージ）が2017年に音商標として登録されている（登録番号：5984020号）。

解説

進歩性の判断(相違点についての容易想到性の論理付け)
知的財産高等裁判所
令和5年(行ケ)第10143号 審決取消請求事件
令和6年9月25日判決言渡

第1 事実の概要

被告は、発明の名称を「手押部材および運搬台車」とする発明に係る特許第6783478号(本件特許)の特許権者である。

原告が本件特許に対して特許無効審判(無効2022-800006号)を請求したところ、被告は、本件特許の特許請求の範囲及び明細書の訂正を求める訂正請求を行い(本件訂正)、特許庁は、「特許第6783478号の明細書、特許請求の範囲を訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項(1~3)、4について訂正することを認める。本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を下した。

原告が、本件審決の取消しを求めたものである。争点は、進歩性欠如の無効理由についての判断の誤りの有無である。

本件判決は原告が主張した取消事由はいずれも認められないとして原告の請求を棄却した。

ここでは、本件訂正後の特許請求の範囲の請求項1記載の発明(本件発明1)に関して、原告が主張した取消事由1「甲8発明及び甲8台車発明に基づく進歩性欠如に関する判断の誤り」についての判断部分のみを紹介する。

甲8発明は、長岡産業株式会社製「台車用安全カバー」(おてまもるくん)のパフレットに記載された台車用ハンドルに係る発明、甲8台車発明は、甲8の3に記載された台車に係る発明である。

本件発明1は次のとおりである(下線部は訂正箇所を示す。)

【請求項1】

運搬台車の4隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され、前記運搬台車を走行させるときに使用者が手で押すための前記上下方向に沿った長尺状の手押部材であって、

使用者が手で掴むグリップ部と、

前記上下方向に対して直交する方向から見て前記グリップ部と重ならない位置に配置されると共に、前記グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部と、を有する手押部材であって、

前記保護部が設けられた保護部材は一体に形成された部材からなり、

前記手押部材の長尺状かつパイプ状の本体部材を挿入して前記本体部材に装着するための取付穴を有する

ことを特徴とする手押部材。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第3 理由

(1) 本件発明1と甲8発明とを対比すると、本件審決の認定する甲8相違点1から3までが認められる。

(2) 甲8相違点1の容易想到性について

ア 甲8相違点1は、「本件発明1は『上下方向に沿った長尺状の手押部材』であって、当該部材が有する『グリップ部』も『上下方向に沿った』ものであるのに対して、甲8発明は『コ字状の『台車用ハンドル』であって、当該ハンドルが有する『グリップ部』は『コ字状のパイプの水平部分』である点』である。

イ 甲8発明は、台車に固定されたコ字状のパイプと、パイプに取り付けられた台車用安全カバーとから構成される台車用ハンドルの発明であって、ハンドルの水平部分をグリップ部とし、ハンドルのカーブ部分に台車用安全カバーを取り付けることで、使用者の手がハンドルの上下方向の直線部分に掛からないように規制して手挟み事故を防止するとともに、使用者に対し、当該ハンドルの水平部分において安全に掴むことができるグリップ部の位置を認識させる作用を奏するという点に技術的な意

味がある発明であると認められる。

そうすると、甲8発明は、コ字状のハンドルの水平部分をグリップ部とすること及び当該ハンドルにはカーブ部分があることを前提とした発明であって、台車用安全カバーの取付対象となるハンドルの形状について、台車用安全カバーを取り付けるためのハンドルのカーブ部分も使用者が安全に掴むことができるハンドルの水平部分も存在しない形状である上下方向に沿った長尺状のハンドルとすることは想定されていない。

また、このような上下方向に沿った長尺状のハンドルの安全に掴むことができるグリップ部の位置を使用者に認識させることも想定されていない。甲8発明のコ字状のパイプを、上下方向に沿った長尺状の手押部材とすることは、甲8発明の技術的意義を失わせるものであるから、このような動機付けがあったとは認められない。

また、甲8発明は、使用者が周囲の物体との間で手が挟まれることなく安全に掴むことができる水平部分が存在することを前提にハンドルのカーブ部分に安全カバーを取り付けることにより、手挟み事故を防止し、かつ、安全に掴むことができるグリップの位置を認識させる機能を有するものである。これに対し、運搬台車の4隅に位置する上下方向に沿った長尺状の手押部材は、どの位置を掴んだとしても周囲の物体との間で手が挟まれるという危険性を有するから、甲8発明のハンドルをこのような形状に変更することには、むしろ阻害要因があるというべきである。

(3) 甲8相違点2の容易想到性について

ア 甲8相違点2は、「『前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部』が、本件発明1では、『前記上下方向に対して直交する方向から見て前記グリップ部と重ならない位置に配置されると共に、前記グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する』ものであり、また、『保護部』が、『保護部材』に設けられており、『前記保護部が設けられた保護部材は一体に形成された部材からなり、前記手押部材の長尺状かつパイプ状の本体部材を挿入して前記本体部材に装着するための取付穴を有する』のに対し、甲8発明では、『グリップ部の両端から延びる』『カーブ部分の位置に配置されるとともに、寸法を外径106mm、内径26mm、長さ100mm及び厚み40mmとし、グリップ部を掴んだ手が、ハンドルのカーブ部分にかからないように手の移動を規制するとともに、グリップ部を向く部分とは反対側の部分を先じて周囲の物体に接触させ、グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないようにする台車用安全カバー』とされている点」である。

イ 前記(2)のとおり、甲8発明は、コ字状のハンドルの水平部分をグリップ部とすることを前提とした上で、カーブ部分に台車用安全カバーを取り付けることで、使用者の手がハンドルの上下方向の直線部分に掛からないように規制して、手挟み事故を防止するとともに、使用者に対して、当該ハンドルの水平部分において、安全に掴むことができるグリップ部の位置を認識させる作用を奏するものであるから、甲8発明の台車用安全カバーの取付位置を、コ字状のハンドルのカーブ部分に換えて、ハンドルのカーブ部分がなく、かつ、使用者が安全に掴むことができるハンドルの水平部分が存在しない、上下方向に沿った長尺状の手押部材に変更する動機付けがあったとは認められない。

取消事由1についての結論

以上のとおり、本件審決の甲8相違点1、2の容易想到性の判断に誤りはないから、本件審決の甲8発明及び甲8台車発明に基づく進歩性欠如に関する判断に誤りはなく、取消事由1は認められない。

第4 考察

本件発明と主引用文献記載の発明との間の相違点に関し、本件発明の技術的意義に基づいて容易想到性の検討・判断が行われている。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

外国出願の権利化に 要する費用の1/2を補助

■海外権利化支援事業(特許庁)■

特許庁のウェブサイトには「外国出願の権利化に要する費用を補助します」ということで「外国出願・審査請求・中間応答支援(海外権利化支援事業)」が紹介されている。

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kaigai-shien_new-business.html

■2024年度内利用可能■

「海外市場での販路開拓や円滑な営業展開、また模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得することが重要」であるとして、「外国での特許、実用新案、意匠又は商標の出願・権利化を予定している中小企業などに対し、一般社団法人発明推進協会を通じて、海外知財庁における権利化(①出願、②審査請求、③中間応答)に要する費用の1/2を助成」する。

補助金の申請は発明推進協会へ行う。補助金交付を受けることのできる種々の条件、申請方法などの詳細は、発明推進協会の中小企業等海外展開支援事業補助金(令和6年度海外権利化支援事業)を参照。

<https://www.jiii.or.jp/kaigai-hojo/index.html>

■【出願】にかかる費用補助■

- ・公募期間：2024年11月18日(月)～12月3日(火)
(本年度3回目の公募期間で、本年度はこれが最後になる。)
- ・発明推進協会への補助金申請時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みで、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ公募毎に指定する期限までに出願を行う予定の案件、等が助成対象になる。
- ・外国での特許、実用新案、意匠又は商標の出願・権利化を予定している中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等(で国際出願関係手数料に係る軽減・支援事業対象者)に対し、外国出願に要する費用の1/2が助成される。
- ・発明推進協会に補助金申請し、採択決定後に発生した費用に限るが、外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用などが補助の対象で、補助率は1/2、上限額は1企業あたり：300万円、1案件あたり：特許150万円、実用新案・意匠・商標それぞれ60万円、冒認対策商標30万円(冒認対策商標とは、冒認出願の対策を目的とした商標出願)

なお、「国際出願関係手数料に係る軽減・支援事業対象者」は特許庁ウェブサイトで説明されている。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html#1

●出願にかかる補助対象経費と補助率・上限額●

補助対象経費	① 外国特許庁への出願料 ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用 ③ ①に要する翻訳費用
補助率	1/2
補助上限額	1企業あたり：300万円 1案件あたり：特許150万円 実用新案・意匠・商標それぞれ60万円 冒認対策商標：30万円

■【審査請求】にかかる費用補助■

- ・公募期間：2024年5月30日(木)～2025年2月7日(金)
- ・外国特許庁へ「審査請求」を予定している中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等(で国際出願関係手数料に係る軽減・支援事業対象者)に対し、外国特許庁での審査請求に要する費用の1/2が助成されるもの。
- ・令和5年度までに、特許庁の「外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)」または「スタートアップで活用予定の海外出願支援事業(出願手続)」を利用して出願した「特許」の案件で、審査請求期間内であることが要求される。
- ・発明推進協会に補助金申請し、採択決定後に発生した費用に限るが、(1) 外国特許庁への審査請求料(審査請求と同時に進行補正費用についても対象)、(2) (1)に要する国内代理人・現地代理人費用、(3) (1)に要する翻訳費用が補助対象経費になる。
- ・補助率は1/2で、上限額は、1手続(各国別)あたり50万円(1法人(又は1個人)当たりの上限額なし)。

■【中間応答】にかかる費用補助■

- ・公募期間：2024年5月30日(木)～2025年2月7日(金)
- ・外国特許庁へ特許出願を行った案件で、拒絶理由通知を受領し、今後、応答(すなわち、中間応答)を予定している中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等(で国際出願関係手数料に係る軽減・支援事業対象者)に対し、外国出願の中間応答に要する費用の1/2が助成されるもの。
- ・令和5年度までに、特許庁の「外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)」または「スタートアップで活用予定の海外出願支援事業(出願手続)」を利用して出願した「特許」の案件で、外国特許庁から「新規性」、「進歩性」の指摘を受けた拒絶理由通知を受領し、応答期限内の対応が可能であることが要求される。
- ・発明推進協会に補助金申請し、採択決定後に発生した費用に限るが、(1) 外国特許庁への中間応答費用、(2) (1)に要する国内代理人・現地代理人費用、(3) (1)に要する翻訳費用が補助対象経費になる。
- ・補助率は1/2で、上限額は、1手続(各国別)あたり50万円(1法人(又は1個人)当たりの上限額なし)。

審 決 紹 介

本願商標「消臭元」と「ミドル脂臭」の二段書きは、商標法第4条第1項第11号に該当する、と判断された事例（不服2023-21109、令和6年6月24日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年2月6日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。
令和5年7月7日付け：拒絶理由通知書
令和5年8月14日：意見書、手続補正書の提出
令和5年9月6日付け：拒絶査定
令和5年12月12日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「消臭元」の文字及び「ミドル脂臭」の文字を上下二段に表してなり、第3類及び第5類に属する願書に記載のとおりの商品を指定商品として登録出願され、その後、本願の指定商品は、原審における上記1の手続補正書により、第3類「口臭用消臭剤、動物用防臭剤、身体用防臭剤、身体用防臭剤、その他の化粧品」他及び第5類「芳香消臭剤（身体用・動物用及び工業用の芳香消臭剤並びに口臭用消臭剤を除く。）、その他の消臭剤（身体用・動物用及び工業用の消臭剤並びに口臭用消臭剤を除く。）、防臭剤（身体用・動物用及び工業用のものを除く。）、脱臭剤（工業用のものを除く。）、その他の薬剤（殺虫剤、害虫忌避剤及び防虫剤を除く。）、医薬用試験紙」他に補正されたものである（※補正後の指定商品の詳細な記載は省略）。

3 原査定上の拒絶の理由（要旨）

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第6167538号商標（以下、「引用商標」という。）は、「ミドル脂臭」の文字を標準文字で表してなり、平成30年5月31日登録出願、第5類「殺虫剤、害虫忌避剤、防虫剤」を指定商品として、令和元年8月2日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

4 当審の判断

(1) 商標法第4条第1項第11号該当性について

ア 本願商標について

本願商標は、上段に「消臭元」の文字を横書きし、下段に「ミドル脂臭」の文字を横書きした二段書きの構成よりなり、両者は文字の大きさが同じであり、「消臭元」の文字及び「ミドル脂臭」の文字は、やや間隔を置いて上下二段に分けて表記されていることから、外観上、分離して看取されるものといえる。

そして、上段の「消臭元」は、それ自身が特定の意味をもった既成語ではないが、請求人の業務に係る消臭剤のブランドとして広く知られており、請求人による防護標章登録出願（商願2019-169099号）につき、登録商標「消臭元」（登録第4287876号）の防護標章登録第1号として防護標章登録が認められていることから、請求人の周知商標としての「消臭元」の観念を生ずるものである。

他方、下段の「ミドル脂臭」は、原審提示のとおり、「中年男性の後頭部から発生する脂っばい汗におい」程の漠然とした観念を生じるものであるが、本願の指定商品との関係において、直ちに商品の具体的な品質を表すものとははいえず、商品の出所識別標識として機能し得るものといえる。

ところで、本願商標に係る取引の実情について、商品の製造、販売を行う企業においては、商品のブランド名を表す商標や、シリーズ商品、一定のカテゴリに属する複数の商品群に統一した商標を使用した上で、個々の商品について、ブランド名を表す商標等に加えて、当該個々の商品を識別するための標章（以下「ペタマーク」という。）を使用することが一般的に行われていた実情がある。

そして、本願商標の外観構成に加えて、取引の実情を踏まえると、本願商標に接する取引者、需要者は、本願商標の構成中、上段部分の「消臭元」については、請求人の周知商標である「消臭元」のブランド名として表記されたものであると認識した上で、下段部分の「ミドル脂臭」について、当該個々の商品を表すペタマークとして表記されたものと認識するとみるのが自然である。

して見れば、本願商標の上段部分と下段部分とは、文字の大きさが同じであることに加え、観念上のつながりがあるものではなく、両者を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分の結合しているとはいえない、本願商標は、上段部分と下段部分それぞれ独立して出所識別機能を有する要部となり得るものであるところ、両文字部分を要部として抽出し、他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許されるというべきである。

そうすると、本願商標からは、全体の構成文字に相応して「ショーシューゲンミドルシチュウ」の称呼のほか、上段の「消臭元」及び下段の「ミドル脂臭」（以下「本願商標の下段要部」という場合がある。）の各文字に相応し、「ショーシューゲン」及び「ミドルシチュウ」の称呼を生じ、請求人の周知商標としての「消臭元」の観念及び「中年男性の後

頭部から発生する脂っばい汗におい」程の漠然とした観念を生じるものといえる。

イ 引用商標について

引用商標は、「ミドル脂臭」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して、「ミドルシチュウ」の称呼及び「中年男性の後頭部から発生する脂っばい汗におい」程の漠然とした観念を生じるものである。

ウ 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とを比較すると、外観について、両商標は、商標の構成全体としては「消臭元」の文字の有無で相違するものの、本願商標の下段要部と引用商標は、ともに書体は異なるとしても「ミドル脂臭」の文字を共通にするものであるから、外観上、近似した印象を与えるものである。

次に、称呼について、両商標は、「ミドルシチュウ」の称呼を共通にするものである、さらに、観念について、両商標は、いずれも「中年男性の後頭部から発生する脂っばい汗におい」程の、漠然とした観念を共通にするものである。

そうすると、両商標は、全体の外観においては「消臭元」の文字の有無で相違するものの、本願商標の下段要部との比較において、外観において近似した印象を与えるものである、また、称呼及び観念を共通にするものである。

して見れば、両商標は、これら外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、互いに紛れるおそれのある類似的商標というのが相当である。

エ 本願の指定商品と引用商標の指定商品との類否について

本願の指定商品と引用商標の指定商品とを比較すると、本願の指定商品中、第3類「口臭用消臭剤、動物用防臭剤」及び第5類「芳香消臭剤（身体用・動物用及び工業用の芳香消臭剤並びに口臭用消臭剤を除く。）、その他の消臭剤（身体用・動物用及び工業用の消臭剤並びに口臭用消臭剤を除く。）、防臭剤（身体用・動物用及び工業用のものを除く。）、脱臭剤（工業用のものを除く。）、その他の薬剤（殺虫剤、害虫忌避剤及び防虫剤を除く。）、医薬用試験紙」は、引用商標の指定商品である第5類「殺虫剤、害虫忌避剤、防虫剤」と類似的商品である。

オ 小括

上記アないしエのとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標であって、かつ、本願の指定商品は、引用商標の指定商品と類似的ものである。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(2) 請求人の主張について

ア 請求人は、たとえ、上下二段に書かれた文字商標であっても、同書同大であったり、中央又は両端揃えで書かれたりしている場合には、上下二段に書かれていることのみをもって上下の各文字を分離して観察されるものでないことを述べ、本願商標は、視覚上まとまりよく一体的に観察されるものであって、当該構成全体から生じる称呼音数も冗長ではなく一連に称呼可能であるから、その構成文字全体として、一体不可分の語として認識、把握される旨主張する。

しかしながら、上記(1)アで述べたとおり、本願商標は、上段に「消臭元」の文字を横書きし、下段に「ミドル脂臭」の文字を横書きした二段書きの構成よりなり、両者は、外観上、分離して看取されるものであり、また、両文字部分の間には、観念上のつながりがあるものではなく、両者を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分の結合しているとはいえないことから、両文字部分を商品の出所識別機能を有する要部として抽出し、それぞれを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許されるというのが相当である。

イ 請求人は、仮に本願商標を構成する「消臭元」及び「ミドル脂臭」の各語が分離して観察されるとしても、前者の「消臭元」の文字は周知・著名商標であり、後者の「ミドル脂臭」の文字は、身体用か否かにかかわらず、本願の指定商品との関係でその用途、品質を表したものと認識されるものであって自他商品的識別標識としての機能を発揮しないものであるから、前者が出所識別標識として強く支配的な印象を生じ、後者からは出所識別標識としての称呼、観念が生じず、「ミドル脂臭」の文字部分が独立して看取されることはいえない旨主張する。

しかしながら、「ミドル脂臭」の文字が、身体用か否かにかかわらず、本願の指定商品との関係でその用途、品質を表したものと一般に認識されるものであることを示す証左もなく、他に当該文字が、指定商品との関係において、自他商品識別標識としての機能を有し、かつとも認めるべき特別の事情も見当たらないから、当該文字から出所識別標識としての称呼、観念が生じないとはいえない。

ウ 請求人は、過去の登録例を挙げ、これらの登録が併存していることからして、本願商標は登録されるべきである旨主張する。

しかしながら、商標の類否判断は、対比する商標について個別具体的に判断されるべきものであるところ、請求人の挙げた登録例と本願商標とは、商標の具体的構成等において本願とは事業を異にするものであり、本願商標と引用商標の類否については上記(1)ウにおいてした判断のとおりであるから、これらの登録例をもって、上記判断が左右されるものではない。

エ したがって、請求人の上記アないしウの主張は、いずれも採用することができない。

エ したがって、請求人の上記アないしウの主張は、いずれも採用することができない。

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することはできない。よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和40(1965)年	商標登録第 671815号～第 674892号
〃 50(1975)年	商標登録第1112312号～第1118645号
〃 60(1985)年	商標登録第1756907号～第1764999号
平成7(1995)年	商標登録第2705901号～第2706800号
平成7(1995)年	商標登録第3035906号～第3042098号
平成17(2005)年	商標登録第4851479号～第4861812号
平成27(2015)年	商標登録第5754578号～第5761232号

各年の4月1日～4月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっております。存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和3年12月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは11月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和6年8月分	30,312	12,265
前 年 比	132%	89%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。